

平成29年度 子ども・子育て支援新制度における利用者負担額（月額）

仙 台 市

利用者負担額(月額)															
階層区分	階層認定の基準	保育利用(2・3号認定)												教育利用(1号認定)	
		3歳未満児(注1)				3歳児(注1)				4歳以上児(注1)					
		保育標準時間	第2子	保育短時間	第2子	保育標準時間	第2子	保育短時間	第2子	保育標準時間	第2子	保育短時間	第2子	教育標準時間	第2子
A	生活保護世帯	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	市町村民税均等割課税世帯	7,650	2,290	7,650	2,290	5,200	1,560	5,200	1,560	5,200	1,560	5,200	1,560	2,620	0
C2	所得割額 48,600円未満	8,860	2,650	8,860	2,650	6,300	1,890	6,300	1,890	6,300	1,890	6,300	1,890	5,510	1,650
C3	54,000円未満	11,700	3,970	11,700	3,970	9,200	3,120	9,200	3,120	9,200	3,120	9,200	3,120	8,050	2,730
C4	69,000円未満	15,300	5,810	15,300	5,810	12,700	4,820	12,700	4,820	12,700	4,820	12,700	4,820	11,120	4,220
C5	77,101円未満	20,700	8,690	20,400	8,600	17,500	7,350	17,300	7,300	17,500	7,350	17,300	7,300	11,120	4,220
C5	83,000円未満													12,700	4,820
C6	97,000円未満	27,400	12,600	27,000	12,400	21,800	10,020	21,500	9,900	21,800	10,020	21,500	9,900	17,500	8,050
C7	114,000円未満	33,500	16,750	33,000	16,500	25,100	12,550	24,700	12,350	24,300	12,150	23,900	11,950		
C8	134,000円未満	39,000	19,500	38,400	19,200	26,700	13,350	26,300	13,150	24,900	12,450	24,500	12,250		
C9	169,000円未満	44,500	22,250	43,800	21,900	28,200	14,100	27,800	13,900	25,500	12,750	25,100	12,550		
C10	221,000円未満	49,900	24,950	49,100	24,550	29,600	14,800	29,100	14,550	26,600	13,300	26,200	13,100		
C11	301,000円未満	55,400	27,700	54,500	27,250	30,700	15,350	30,200	15,100	27,200	13,600	26,800	13,400		
C12	397,000円未満	59,200	29,600	58,200	29,100	31,600	15,800	31,100	15,550	27,800	13,900	27,400	13,700		
C13	457,000円未満	62,400	31,200	61,400	30,700	32,400	16,200	31,900	15,950	27,900	13,950	27,500	13,750	19,600	9,800
C14	519,000円未満	65,200	32,600	64,100	32,050	33,200	16,600	32,700	16,350						
C15	611,000円未満	67,600	33,800	66,500	33,250	34,000	17,000	33,500	16,750						
C16	611,000円以上	70,000	35,000	68,900	34,450	34,300	17,150	33,800	16,900						

- 注) 1. 年齢については、平成29年3月31日現在の満年齢により決定します。
2. 階層区分は、4月～8月は平成28年度の市町村民税、9月から翌年3月は平成29年度の市町村民税により決定しお知らせします。
3. 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。
4. 利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合があります。
5. 同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園(プレ幼稚園を除く)、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合(一時預かりを除く)には、2番目の児童について、上表の「第2子」欄の利用者負担額が適用されます。また、第3子以降の児童の利用者負担額は無料となります。なお、教育利用(1号認定)で、小学校1～3年生の兄弟がいる場合は、その兄弟を含め、年齢の高い順に人数を数えます。
6. 課税額の算定に必要な書類の提出がない、市町村民税の申告がないなど、課税額の確認ができない場合は、最高階層(C16)にて保育料を認定します。
7. この利用者負担額(月額)は、子ども・子育て支援新制度の対象となる教育・保育施設、地域型保育事業を利用する場合(一時預かりを除く)に適用されます。そのため、従来の制度のまま継続する幼稚園、せんだい保育室等を利用する際は、各施設で設定した保育料をご負担いただくこととなります。
8. この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。
9. 公立幼稚園については、別途保育料を定めることとなります。
10. 教育利用(1号認定)のC5階層については、市町村民税所得割額77,101円未満・以上の世帯でそれぞれ利用者負担額が異なります。
11. **市町村民税所得割額77,101円未満【C1～C4階層及びC5階層の一部】の世帯を対象に、利用者負担額の軽減を拡大しております。詳しくは裏面をご覧ください。**

◆平成 29 年度 多子世帯及びひとり親世帯・障害者世帯の利用者負担額軽減について◆

市町村民税所得割額 77,101 円未満【C1～C4 階層及びC5階層の一部】の世帯を対象に、下記のとおり、利用者負担額の軽減を拡大しております。

(1)多子世帯の利用者負担額軽減について

お子様が2人以上いる世帯について、以下に該当する場合は、保護者と生計が同一の子等(注)であれば、年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子として数えます。第1子、第2子については表面の利用者負担額が適用され、第3子以降の児童の利用者負担額は無料となります。

【保育利用の場合(2・3号認定)】 市町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯
[C1～C3階層及びC4階層の一部]

【教育利用の場合(1号認定)】 市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯
[C1～C4階層及びC5階層の一部]

(2)ひとり親世帯・障害者世帯の利用者負担額軽減について

ひとり親世帯又は障害者世帯で市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯[C1～C4階層及びC5階層の一部]については、保育利用・教育利用ともに、保護者と生計が同一の子等(注)であれば、年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子として数えます。第1子児童については以下の表の利用者負担額が適用され、第2子以降の児童の利用者負担額は無料となります。

※障害者世帯：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金の受給者のいる世帯等。

ひとり親世帯・障害者世帯における第1子児童の利用者負担額(月額)								
階層区分	階層認定の基準	保育利用(2・3号認定)						教育利用(1号認定)
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	教育標準時間
C1	市町村民税均等割課税世帯	1,990	1,990	930	930	930	930	0
C2	所得割額							
	48,600円未満	2,350	2,350	1,170	1,170	1,170	1,170	1,050
C3	54,000円未満	3,510	3,510	2,040	2,040	2,040	2,040	1,620
C4	69,000円未満	4,590	4,590	2,810	2,810	2,810	2,810	2,320
C5	77,101円未満	6,210	6,210	3,880	3,880	3,880	3,880	
	83,000円未満	表面利用者負担額のとおり						

注)生計が同一の子等について

- ・ 保護者が監護し、生計が同一の子であれば、年齢に関わらず対象となります。
- ・ 保護者と生計が同一の子や孫等(保護者が監護していた子どもが成長し、成年に達した場合も含む。)であれば年齢に関わらず対象となります。

ここでの生計が同一とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、常に生活費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱います。

◆ 生計が同一の子等であっても、保護者と住民票を別にしてしている等の場合は、生計を一にすることが確認できないため、別途生計を一にすることが確認できる書類等の提出が必要になる場合があります。